

## 意見書第1号

### 公平で利用しやすい高速道路料金体系の実現を求める意見書

昨年12月24日、国土交通省より、高速道路の料金割引に関する基本方針が発表された。

この基本方針において、本州四国連絡高速道路については、地方の出資をお願いしつつ、地方の求める全国一律制度を視野に入れ、社会資本の有効活用と地域活性化の観点から一定の配慮が必要であり、今後地方と調整するとされた。

また、阪神高速道路については、料金圏のない対距離制の導入を前提とし、地方の意見を踏まえた対応を行うとされたところである。

もとより、関西広域連合は、複数府県で構成する全国初の広域連合であり、府県域を越える広域行政課題に対応する責任主体である。こうしたことから、本連合発足後、速やかに、「新たな高速道路料金案に対する提案」を行い、運営主体間で料金体系が異なることによる二重払いの解消等を求めたところである。

今回の新料金案は、従来より地方の意見が反映されたものとなっているが、今後、関西が一層発展していくためには、広域連合区域内の地域間格差の是正が不可欠であり、地域振興や利用者の視点から関西の発展につながる公平で利用しやすい料金体系の実現が必要である。

よって、国におかれては、新料金制度について次の事項に留意し、地方と十分協議の上、理解を得るよう強く要請する。

#### 1 高速道路料金について

- (1) NEXCO・阪神高速など運営主体間で料金体系が異なることによる二重払い等利用者負担を解消するなど、利用者の利用実態を踏まえ、現行料金と比べ大幅な負担増とならないよう、利用しやすい料金の設定
- (2) 短距離利用に配慮し、渋滞対策や環境改善など地域課題に対応した政策的な割引施策の継続・拡充

#### 2 本州四国連絡高速道路について

- (1) NEXCOとの連続利用において二重払いを解消し、地域間格差を是正する全国一律の料金制度の導入
- (2) 総合的な公共交通体系の構築を見据え、新料金体系の実施に伴う、競合する他の公共交通機関への支援

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年1月15日

関西広域連合議会議長